

第8章 住 宅 環 境

1 公営住宅の優遇措置等

(1) 優先対象者としての優遇措置

公営住宅の入居資格を有し、かつ、心身障害者で一定の要件を満たしている者のいる世帯は、公営住宅への入居申込時に優遇措置を受けることができます。

また、一定の要件を満たす障害者向けの住宅も若干数整備されておりますので、下記までお問合せください。

(2) 窓口

周南公営住宅管理協会（☎ 0834-21-0700）

住宅課 市営住宅担当（☎ 0834-22-8282）